

# 下請かけ込み寺とは

下請け取引の適正化を推進することを目的として

国 (経済産業省・中小企業庁) が全国48か所に設置

中小企業の取引上の相談に、<u>専門の相談員や弁</u> 護士が無料で応じています。

## 裁判外紛争解決 (ADR)

~迅速・簡便な解決に向けた調停手続き~

「下請かけこみ寺」は、

中小企業の取引に係る紛争を迅速・簡便に解決するため 調停人(弁護士)が相談者の身近なところで調停手続を実施

- ADRとは、企業間の紛争について、裁判によらず弁護士による調停で、 当事者双方が納得いくまで話し合い、簡易迅速に解決を図るもの
- 法務大臣から認証を受けた紛争解決機関のため、実施する調停は、 一定の要件の下に時効の中断や訴訟手続の中止などの法的効果が 認められることになります。
- 【メリット】紛争が関係の取引先に知られない、費用がかからない

### [相談事例] 下請法(買いたたきの禁止)

#### 【相談内容】

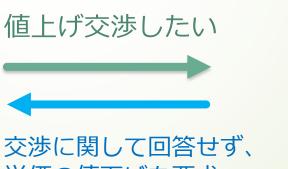
相談者A社(下請け)は、B社工場にて構内作業を受託している

**▶ 昨今のエネルギーコストや人件費の上昇もあり、A社はB社に** 値上げ交渉したい旨を伝えているが、B社担当者は交渉のこと には回答せずに、単価の値下げができなければ他社に乗り換える と発言し、A社の状況を理解しない。

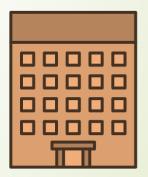
B社とどのような交渉をすればよいか。



相談者 A社 資本金:500万円 (下請け:製造業)



単価の値下げを要求



B社

資本金: 3,000万円 (親事業者:メーカー)

### 【相談事例】下請法(買いたたきの禁止)

#### 【かけこみ寺のアドバイス】

- ⇒ 下請法では、<u>買いたたきは禁止事項</u>であり 下請事業者からの単価見直し要望等 について、
- ① 価格交渉の場を設けることなく、
- ② <u>価格転嫁をしない理由を</u> 書面やメールで回答しない ことは、



買いたたきの禁止に該当するおそれがある旨を説明。

### このようなお悩みありませんか?

- ▶ 支払日を過ぎても代金を支払ってくれない
- 原材料が高騰しているのに単価引き上げに応じてくれない
- 長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された
- 単価引き下げの要請があるが、合理的な説明が全くない

#### 下請かけこみ寺HP

下請かけこみ寺TEL

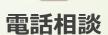
(埼玉県:(公財)埼玉県産業振興公社)

無料相談(相談員·弁護士)

www.zenkyo.or.jp/kakekomi

0120-418-618







オンライン相談



対面相談